

## 平成27年度 第1回小樽市子ども・子育て会議 会議概要

- ◆日時 平成27年9月25日(金) 18:00～18:50
- ◆場所 小樽市役所本館2階 市長応接室
- ◆欠席委員 1名(石川委員)
- ◆事務局 福祉部長、福祉部副参事(子育て支援担当)、福祉部主幹(子育て支援担当)、子育て支援課長、子育て支援課子育て支援係長、子育て支援課保育係長、子育て支援課子育て支援係、子育て支援課保育係
- ◆関係課 商業労政課長、障害福祉課長、こども発達支援センター所長、健康増進課長、学校教育課長、男女共同参画課長(欠席: 企画政策室主幹、生涯学習課長)

(注)発言にかかる委員の個人名は表記していません。

### ◇事務局

定刻になりましたので、ただいまから平成27年度第1回小樽市子ども・子育て会議を開催いたします。

最初に本日の出席状況を報告させていただきます。本日、所用により欠席される旨の御連絡がありましたのは、石川委員の1名であります。

この子ども・子育て会議は平成25年度に設置され、委員の任期を2年と規定していることから、先月、皆様の再任手続きを行い、平成27年8月29日より2期目の任期が始まったものであります。本日の議事のとおり、この後、会長、副会長の選出がありますので、それまで事務局を担当する福祉部子育て支援課で進行を務めさせていただきます。

最初に委員の皆様を紹介いたします。お手元の資料を御覧ください。資料1が委員名簿、資料2がこの会議の設置条例です。なお、前回は公募委員の方がもう1名おられましたが、今回、再任手続きで、急遽、家庭の御事情で御辞退となりましたので、委員数は1名減となっております。それでは、委員の皆様を順次御紹介させていただきます。

#### (委員紹介)

引き続き、事務局を紹介いたします。この子ども・子育て会議に関わる市役所内の推進体制のひとつとして、関係課長9名で構成する小樽市子ども・子育て事業対策推進委員会を置いています。出席している関係課長を御紹介いたします。また、庁内の推進体制につきましては、本日御持参いただいた事業計画書の30ページに載っております。参考までに御覧ください。

#### (関係課長紹介)

引き続き、この会議の事務局は福祉部が担当していますので、事務局を紹介いたします。

#### (事務局紹介)

議事に入る前に、会議の定足数について報告します。本日は13名中、12名の委員が出席しており、過半数となりますので、会議は成立しています。

最初に、この子ども・子育て会議の会長、副会長の選出に入ります。条例第4条では「会長、副会長はそれぞれ委員の互選により定める。」となっております。どなたか御発言はございますか。

### ◇委員

事務局では、何か選出についての案を持っていますか。あれば提案してください。

### ◇事務局

事務局としては、会長は片桐委員、副会長は井村委員にお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(各委員「異議なし。」)

### ◇事務局

それでは、皆様の御賛同をいただきましたので、片桐委員に会長を、井村委員に副会長をお願いしたいと思います。なお、今後の会議の進行につきましては、条例第5条第1項で「会長が会議の議長となる。」と規定されていますので、よろしくお願いいいたします。それでは、片桐会長、正面の会長席にお移り願います。引き続き、片桐会長、一言御挨拶をお願いいいたします。

#### ◇会長

ただいま、会長に選任されました小樽商科大学の片桐です。前年度に引き続き、よろしくお願いいいたします。子ども・子育て支援事業計画を3月に策定し、平成27年度から子ども・子育て新制度が始まりました。今度は、具体的な子育ての施策などに関して、私たち委員の意見をあげていきたいと思ひます。

それでは、早速、議事に入ります。次第に基づき、「(2) 特定教育・保育施設及び地域型保育事業について」事務局から説明を願ひます。

#### ◇事務局

資料3を御覧ください。はじめに「経過報告」を御報告いたします。

最初の項目、「1市町村事業計画」については、前回の子ども・子育て会議は今年の2月6日に開催し、計画の最終確認を行っていただき、2月18日に市長まで書類を決裁して決定しました。市議会への報告については、3月11日に厚生常任委員会で報告いたしました。

次に「2施設等の変更」について、まず、資料3の2ページ目を御覧ください。本年4月時点の市内幼稚園、保育所、認定こども園の一覧です。左側は幼稚園で12か所あります。その中の「※印」のところですが、新制度に移行した幼稚園が1か所あります。

真ん中が保育所で19か所あります。このうち、市立保育所が5か所あります。右側は認定こども園で3か所あります。このうち、塩谷のあかつき保育園は、昨年度まで認可保育所でしたが、今年の4月に認定こども園になりました。

それでは、資料3の1ページ目、「2施設等の変更」ですが、「施設数」の表に記載のとおり、長橋保育所の廃止とあかつき保育園の認定こども園への移行があったため、26年度から27年度にかけて、施設数が変わっています。

次に「3利用定員」について、この利用定員という言葉は、認可定員とは別のもので、新制度で新たに導入されたもので、今まで施設の定員は、認可されている定員を指していましたが、この新制度では、利用定員という定員を、認可定員とは別に、新たに設定しなければならないことになりました。

この利用定員をどう定めるかということについては、国が示している考え方は、「施設・事業者からの申請に基づき、市町村が行うが、その際、市町村においては、施設・事業者との意思疎通を図り、その意向を考慮しつつ、当該施設での最近における実利用人員の実績や今後の見込みなどを踏まえた適切な利用定員を設定していただくことが必要である。」としています。今年4月からの新制度移行に当たっては、「具体的な人数設定に関する全国一律の基準を設けるものはないが、過去3年間の利用実績の提出を求める。」という考え方も示していたところです。この利用定員の積み上げが市町村事業計画の数値になりますが、後ほど関連する資料4がありますので、資料4のところでも改めて説明します。

「3利用定員」ですが、今、御説明したとおり、これまで運営していた施設には、利用定員を設定し、すでに計画にも記載してきたところです。計画へ盛り込む際は、昨年12月から計画のパブリックコメントを行うため、その前の11月に計画に盛り込む数値を決めています。

利用定員は利用実績などを基に算出することから、保育所は、あかつき保育園の例にもありましたが、定員を超えた児童の受入れは、施設の面積要件や保育士の加配などの条件を満たせば可能になっています。それゆえ、認可保育所の中には、全てではありませんが、定員を超えた受入れを行っているところがあり、こうした場合は、これまでの利用実績を参考にするため、認可定員よりも利用定員が少し多く設定されることとなります。

最終的な利用定員の設定は、新制度移行前の本年3月に北海道との協議が必要なため、北海道へ報告しています。その際の動向として、いくつかの施設で認可定員を上回る形で利用定員を設定しましたが、3月に利用定員について、関係する施設へ改めて照会したところ、表の中の保育所の欄に記載のとおり、①で示していますが、計画策定前の段階、昨年11月の時点で、現状の認可定員より定員を若干拡大する予定としていた施設のうち、1か所の施設で拡大せず現状維持するという意向が示されたので、計画数値上、2号、3号の定員を合わせて10名減少することになりました。

そのほか、認定こども園や新制度移行する幼稚園についても、保育所と同様に新制度から施設への給付費を受けることになるので、利用定員の設定が必要なものとなっています。同じく②のとおり、認定こども園のひとつですが、計画策定前の段階と比べて、当初見込んでいた数字よりも5名減員するという事業者もあり、利用定員が40人から35人に変更となっています。

また、先ほど、報告したあかつき保育園が③の例であり、1号こども、幼稚園枠を5名分新たに設けたことから、この認定こども園という枠の中では、マイナス5、プラス5となり、総数では相殺されることとなります。

従いまして、これまで計画に盛り込んでいる数値に影響が生じたのは、①のマイナス10名となります。

これは利用定員により給付費の基本的な単価が決まる仕組みとなっているため、施設の運営上は必要最小限の定員で現状よりは拡大したくないという施設の意向も一定理解できるところもありますが、新制度の考え方からすれば、望ましいとも言えない面もあります。本市としては既存施設の活用を原則としていますが、利用実績が伸びている場合などは、利用定員に反映させることが必要なことと考えているところです。

引き続き、資料3の4ページを御覧ください。この4ページの中では、市内の施設が3か所出てまいります。中にはこの会議の委員に関係する施設もありますが、幅広く御意見を伺うというこの会議の性格から、会議はこのまま進めさせていただきたいと考えているところです。

次に、この資料の中段、「(2) 新制度移行予定の幼稚園」の部分ですが、A幼稚園、B幼稚園と表記しています。委員の皆様には御審議いただく関係上、施設名を表記した資料3の4ページ目だけをもう1枚、机上に配布しています。御参照ください。

この取扱いですが、本日、参考としている資料6を御覧ください。この子ども・子育て会議の運営について、既に確認済みの内容になりますが、改めて申し上げます。

これは会議の公開、傍聴、会議録の取扱いなどを決めているものですが、「項目3会議録」のところにアンダーラインを引きましたが、会議録及び配布資料の扱いは原則として公開としています。しかし、(3)にあるとおり、会長が正当な理由があるとして、全部又は一部を非公開とすることができるとされています。今回、資料3の4ページ目で、施設名を伏せましたのは、それぞれ当該施設での保護者説明会が終了していませんので、事業者から現時点での公表は控えてほしいとの要請があったことから、A幼稚園、B幼稚園と表記したものであります。委員の皆様には施設名を表記した資料がお手元にはございますが、会議を公開している関係上、協議に当たっては、A幼稚園、B幼稚園という表現で御協議をいただくことが望ましいと考えていますので、会長からのお取り計らいをお願いいたします。

なお、事業者においては今後も非公表を続けるということではなく、10月15日が市内の幼稚園の募集要項を公表する期日でありますので、そうした日程も勘案しながら、今後、保護者説明会を開催すると伺っております。そういう経過からであります。

◇会長

ただいま、資料及び会議の場での発言の扱いについて、事務局より説明がありました。

2か所の幼稚園では、保護者への説明を現時点では終えていないということであり、報道などが先行すると、混乱もあり得るかと思っておりますので、本日の会議では資料の施設名は非公開、協議に当たってはA幼稚園、B幼稚園という形で発言をお願いいたします。

それでは、「(2) 特定教育・保育施設及び地域型保育事業について」事務局から説明をお願いいたします。

#### ◇事務局

まず、資料5を御覧ください。

この子ども・子育て会議に求められる役割について、図で表記した資料になりますが、市とこの子ども・子育て会議との関係を簡単に表しています。

上段の図では、矢印でやり取りを示していますが、市は子ども・子育て会議で御審議いただく事項を提示し、会議で色々と御意見をいただくという関係になります。

この会議で具体的に御審議いただく事項として、下段の一番下の囲みに(1)から(4)までの4項目を記載しています。はじめから言いますと、(1)では、「特定教育・保育施設の利用定員の設定」と書かれています。(2)では、「特定地域型保育事業の利用定員の設定」と書かれています。このあと、資料3の4ページで具体的に御説明しますので、御意見をお聞かせいただきたいと思えます。

では、資料3の4ページにお戻りください。最初に、一番下の点線の下に、「確認制度」と「利用定員」の説明があります。「確認制度」については、「市町村が認可・認定を受けた教育・保育施設、地域型保育事業者からの申請に基づき、各施設・事業等の類型に応じて、認定区分ごとに利用定員を定めて給付の対象となることを確認するもの。」であり、確認は、特定教育・保育施設と地域型保育事業について行うこととなります。

「利用定員」については「市町村が確認において定め、給付費の単価水準を決定するもの。」という内容で、新制度の対象施設・対象事業となる場合はいずれも必須のものになります。利用定員の設定に関わるこの間の経過などについては、先ほど説明をさせていただきました。

では、最初の「利用定員の設定」の項目から、順次説明します。「(1) 小規模保育事業」ですが、このたび、これまで認可外保育施設として運営してきたNPO法人かもめ保育園から、去る9月3日に小規模保育事業A型の認可申請がありました。ここで、資料3の7ページを御覧ください。

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」と題したペーパーですが、これは、最初の項目1の表に記載のとおり、(1)、(2)、(3)、(4)までの類型がありますが、これらはすべてこの新制度で市町村が認可する事業となり、この認可基準について、昨年、市の条例を制定したところ です。

ここで、表現について申し上げておきますが、7ページでは題名、項目1のところも「家庭的保育事業等」と記載してあります。資料3の1ページにお戻りください。題名のところでは、「地域型保育事業」という言葉を使用しています。これらは4つの類型の総称としてどう呼ぶかということ で、いずれの表現でも正解になります。制度としては、該当する施設・事業に地域型保育給付費という運営費を給付することになりますので、こうしたことからこの表現を用いています。7ページでは、市の条例を制定する際は、国が定めた政省令の表現を用いることになっており、昨年、国が定めた政省令が「家庭的保育事業等」という表現になっていることから、この表現も正しいもの となります。いずれも内容は同一ですので、紛らわしいことですが、御理解ください。では、本題に 戻ります。

NPO法人かもめ保育園から申請がありましたのは、小規模保育事業A型という類型になります。先ほどの7ページに小規模保育事業の類型が載っており、A型はより保育所に近いタイプであり、一方のC型は表の左端にあります家庭的保育事業に近いタイプであり、B型はその中間という類型 になっています。

当該施設からは申請があり、これまで、市の条例に照らして審査しているところです。施設が事業の開始を希望しているのは、本年10月であることを踏まえ、この会議で御意見をお聞きし、9月中に認可の可否の結論を出したいと考えています。

資料3の4ページに戻ります。最初の「利用定員」の表についてですが、小規模保育事業は3歳

未満の子どもを扱う事業ですので、0歳、1歳、2歳、合計の区分になっています。

上の行から順に申し上げますと、これまでの施設の定員については0歳3名、1歳6名、2歳6名、合計15名となっています。

以下の行ですが、直近3年度の利用実績数になりますが、0歳4名、1歳4名、2歳10名、合計18名となっています。施設の定員より少し多く入所されています。

次の行ですが、直近3年度の最大受人数になりますが、0歳6名、1歳6名、2歳14名、合計26名で施設の定員と比べるとマックスの数値になりますので、より多く、定員の1.7倍程度になっています。

次の行ですが、今年9月時点の入所児童数になりますが、0歳0名、1歳8名、2歳3名、合計11名で、これまでの3年度の利用実績からすると、少し少なめとなっています。

次の行ですが、事業者の希望する定員になります。小規模保育事業は、最大19名という事業でもあり、施設としても、この間の動向を踏まえて御希望されている内容と理解しているところです。

一番下の行ですが、このたび市が当該施設について定めようとする利用定員になります。今年9月時点の入所児童数が直近3年度の利用実績を下回っていますが、この施設に限らず、保育所は年毎の動向があり、昨年と比べて入所児童数が多い、少ないということは生じてきます。利用実績は平均であり、最大値で見ると記載のとおり規模がありますので、これらのことを総合的に勘案しますと、事業者の希望する定員は概ね妥当なものと考えています。

次に「(2)新制度移行予定の幼稚園」について、御説明します。事業の開始予定はいずれの園も来年度から、平成28年4月からの移行を希望しています。

ここで定める利用定員は、幼稚園は「1号子ども」とも呼ばれており、3歳、4歳、5歳児になります。この場合は、年齢ごとに数を定める必要はなく、3歳から5歳まで一括してとなります。幼稚園については、毎年5月1日現在で統計を取っている関係から、その数字をベースに3年度の平均を算出しています。表は左側の欄から順に、認可定員、直近3年度の利用実績数、今年5月時点の園児数、事業者の希望する定員、一番右側の欄がこのたび定めようとする利用定員となっています。

①のA幼稚園と、②のB幼稚園について、それぞれ表の各欄を見ていただくと、概ね①のA幼稚園は、これまでの平均的な園児数が定員と合致する状況です。

②のB幼稚園については、平均的な園児数と定員に若干差があるかとも思いますが、現在、80数名が入園されていると伺っておりますので、この施設も概ね定員と合致する状況です。

こうした内容ですから、①のA幼稚園、②のB幼稚園、いずれの施設も認可定員と同様な利用定員を希望していますが、市としては妥当な定員と考えているところです。

4ページの「(1)小規模保育事業」、「(2)新制度移行予定の幼稚園」と続けて説明させていただきましたが、説明は以上となります。

◇会長

ありがとうございました。ただいま、資料3の「(2)特定教育・保育施設及び地域型保育事業について」の利用定員に関する説明がありました。御質問、御意見はありますか。

◇委員

新制度に移行する幼稚園は、どのような類型なのでしょう。今回移行予定の2つ幼稚園の類型は、どの類型ですか。

◇事務局

幼稚園は、幼稚園のままで新制度の幼稚園を適用する傾向があります。また、今回移行予定の幼稚園は、新制度の幼稚園に移行を希望しています。認定こども園ではありません。

◇会長

他に質問、意見はありますか。

(各委員「質問、意見なし」)

#### ◇会長

それでは、「(2) 特定教育・保育施設及び地域型保育事業について」の利用定員に関して、委員の皆様からも特に大きく異なる御意見はなかったと思いますので、原案どおり進めていただくことで良いと思います。

それでは、資料4の「(3) 教育・保育「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」について、事務局より説明願います。

#### ◇事務局

資料4を御覧ください。表題にありますとおり教育・保育に関わる「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」という内容です。

表題の右横に「※事業計画書20ページ一部抜粋」と記載していますが、事業計画では平成27年度から平成31年度の5年間分を載せていますが、資料4はそのうち、平成27年度と平成28年度の2か年を取り出して作成した資料になります。

これまで御説明した各施設の利用定員の設定の動向がありますので、既に計画に盛り込んでいる27年度と28年度の需要と供給の状況について、利用定員の設定がどう影響していくのかを記載した内容になっているものです。

上段も下段も同じ内容ですが、一番左側に記載のとおり、上段は計画策定時の内容、今の計画書に記載されている内容です。下段は先ほど説明した施設の利用定員の変更や設定の内容に応じて、見え消して、数値を修正した反映後の内容になっています。

表と表の間に点線枠の囲みが3か所あります。ひとつひとつ説明していきます。

表と表の間の真ん中にある囲みは、経過報告で説明した認可保育所の一部で定員の現状維持を希望したことにより、計画策定時と異なる供給状況となる内容になります。囲みの中の数字は児童の年齢別の内訳で言いますと、0歳マイナス1名、1歳・2歳合わせてマイナス3名、3歳から5歳合わせてマイナス6名、合計マイナス10名ですが、上段の表の該当する欄から、今、言いました年齢別の人数が減少することになりますので、下段の表の欄の数値に修正となります。0歳と1歳・2歳はそれぞれの欄、3号という欄は0歳と1歳・2歳の合計数、2号の左記以外という欄が3歳から5歳の合計数となっています。ひとつ言いますと、今の3歳から5歳の欄では、元々が732名ですが、マイナス6名ですので、修正後は726名となります。

次に、下段の表の下の点線枠の囲みを御覧ください。この囲みは、小規模保育事業を認可した場合に、新たに特定地或型保育事業の欄に記載されることとなり、合わせて認可外保育施設の数値が修正となります。先ほど説明しました利用定員が特定地域型保育事業の欄に入ることになり、認可外保育施設の数値はその分、減少することになります。

次に表と表の間の真ん中にある囲み、右端の囲みですが、新制度に移行する幼稚園2か所の利用定員の設定により、これまで数値を計上していた欄が、確認を受けない幼稚園の欄となっていたので、その欄の数値が減少し、新制度に移行する幼稚園は、特定教育・保育施設の欄に記載することになりますので、数値が現状より増加します。

これら3か所の囲みを説明しましたが、その内容がそれぞれ該当するところに反映され、表の一番下の行の過不足の欄の数値も変動することになります。総じて言えば、経過報告で説明した認可保育所の一部で定員の現状維持を希望されたことにより、マイナス10名と言いましたが、過不足の欄にもその内容が反映されています。こうした若干の数値の変動が、各施設の動向により、今後とも生じると思いますが、この計画自体は計画期間5年間の中間年に見直しをするという国の考え方が示されておりますので、毎年度、計画を修正するものではありません。この資料はこのたびの利用定員の変更や設定により、供給の状況が変動していくことを表したものと御理解ください。説明は以上です。

#### ◇会長

ただいま、「(3) 教育・保育「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」について

の説明がありました。御質問、御意見はありますか。

◇委員

資料4の平成27年度の量の見込みですが、当初計画の見込みと実人数との動向は、把握はしていますか。

◇事務局

幼稚園は5月1日現在、保育所は毎月の児童数を把握しておりますが、幼稚園は定員の7割程度、保育所は約1300人で推移していきまして、少し昨年よりは少ない状況で、大きく変わっていません。本日資料は用意しておりませんが、平成27年度は、ほぼ見込みどおりで、著しく計画との差がないものであります。

◇会長

平成27年度の計画と実績に大きな変化はないという説明でした。

(各委員「質問、意見なし」)

◇会長

それでは、「(3) 教育・保育「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」については、今後も施設の動向などにより、変動が生じることを理解してよろしいですね。

それでは、「5 その他」についてですが、事務局から何かありますか。

◇事務局

資料5を再度御覧ください。先ほども説明した一番下の囲み、(1)と(2)については、利用定員の設定で、先ほど説明しましたが、子ども・子育て会議の役割としては、このほか、(3)の事業計画の変更、(4)の施策の計画的な推進に必要な事項、実施状況の調査審議などもあります。

具体的には、この市町村事業計画は、国の基本的な指針が定められ、計画の実施状況に関する点検と評価、結果の公表が求められるものとなっています。そのため、実績評価となりますと、来年度になってから、今年度を総括するということとなりますが、いきなり評価、公表することにもなりませんので、あらかじめ、その手法など検討しながら、来年度に入る前に、この子ども・子育て会議にお示ししながら、円滑に進めてまいりたいと考えております。まだ、次の会議の開催時期まで決定していませんが、こうした考えで進めていきたいと、御理解のほどお願いいたします。その他については以上です。

◇会長

ありがとうございました。それでは、資料5について、今後の進め方について説明がありました。今の内容について、不明な点や質問、意見はありますか。

◇委員

現在の待機児童は何人ですか。

◇事務局

入所待ちの児童数ですが、9月1日現在で32人です。

◇委員

入所待ちは、地域的な問題なのでしょうか。出生数が、昔は1000人もいましたが、現在は600～650人で以前と比べ減少しており、待機児童などは、横浜市など大都市の問題と考えていました。新制度の幼稚園では、0～2歳児の受入ができないので、銭函や塩谷といった地域的な利用者数も把握して、長期的な展望が必要ではないかと思えます。

◇会長

現在の待機児童は何人ですか。

◇事務局

入所待ちの児童数ですが、9月1日現在で32人です。入所待ちの原因は、32人のうち6割が保育士不足によるもので、4割はある保育所のその歳児に集中して保育スペースが足りないため、追加の入所申込みがあったときに受入ができないという施設的な要因によるものです。

◇委員

生活保護受給家庭の児童は、幼稚園を希望して入園することは難しいのでしょうか。新制度では、幼児教育を受けたい場合は幼稚園を希望することができると思います。

◇事務局

これまでの考え方では、生活保護受給の方が、働くためには、子どもを自分で見ることはできないので、幼稚園より、保育所の方が、入所時間が長いということではないかと思われませんが、新制度では、幼稚園も長時間預かることはできるように制度が変わっており、福祉の考え方も少しずつ変わってきていると思います。

◇会長

それでは、委員の皆様から、何かありますか。

◇会長

そのほかなければ、本日はこれで議題を終えましたので、会議はこれで閉会いたします。皆様、長時間、ありがとうございました。